



茨城県報

第 1 5 4 0 号

平成16年 2 月 5 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
告 示	
青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課)	6
町の区域の変更 (市町村課)	7
町及び字の区域の変更 (市町村課)	7
字の区域の変更 (市町村課)	7
介護機関の指定 (厚生指導課)	8
救急医療協力病院の指定の取消し (医療整備課)	9
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課)	9
大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (商業流通課)	10
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (商業流通課)	13
保安林の指定の予定についての告示の廃止 (林業課)	16
保安林の指定の予定 (林業課)	16
国土調査の指定 (農村環境課)	17
基準点測量成果の写しの保管等に関する規程 (農村環境課)	17
道路の区域の変更 (8 件) (道路維持課)	21
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	24
土地改良区役員の就退任 (3 件) (土地改良事務所)	25
公 告	
県営土地改良事業計画の変更 (3 件) (農村計画課)	28
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	29
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	30
都市公園の区域の変更 (公園街路課)	36
道路の位置の指定 (建築指導課)	36
開発行為の工事完了 (建築指導課)	36
正 誤	
平成15年 5 月26日付け茨城県報第1469号中.....	36

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 2 月 5 日

茨城県教育委員会委員長 高 野 英 一

茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県奨学資金貸与条例施行規則 (昭和38年茨城県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

(裏)

本人の履歴	年 月 中学校卒業	年 月	
	年 月	年 月	
	年 月	年 月	
月平均所要経費	収入の内訳	支出の内訳	
	家庭から 円	食費 円	授業料 円
	内職・定職から 円	住居費 円	学校納付金 円
	その他()から 円	交通費 円	その他 円
	計 円	学用品費 円	計 円

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

ふりがな
本人氏名

ふりがな
連帯保証人氏名

現住所
続柄 本人の()

年 月 日生

茨城県教育委員会教育長 殿

(記載上の注意)

- 1 印のところは、該当するものを で囲むこと。
- 2 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、主たる家計支持者1人について前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 3 家族の状況のうち、続柄の前に家計支持者に 印、別居者に×印を付けること。
- 4 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的、かつ、詳細に記入のこと。
- 5 本人の履歴は、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 6 月平均所要経費のうち、自宅通学者は、食費、住居費を記入しないこと。ただし、家計の一部を負担している者は、その額を食費、住居費にあん分して記入のこと(収入の計と支出の計は一致すること。)
- 7 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代る者(本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人。)で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 8 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

× 整理番号	茨城県教育委員会																																																	
奨 学 生 推 薦 調 書		記入 者印	⑤																																															
本人の 氏 名																																																		
学校名	大 学 (学 校)	学 部	科 第 学 年 (正規の修業期間 年)																																															
成 績 記 入 欄	<p style="text-align: center;">(高等学校, 高等専門学校, 大学 の成績評定表)</p> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">学年</td> <td style="width: 15%;">() 年</td> <td style="width: 15%;">() 年</td> <td style="width: 15%;">合 計</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">科目評定</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 (優)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 (良)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 (可)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>A</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">評定 科目数</td> <td style="padding: 5px;">評定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 × () = ()</td> <td style="padding: 5px;">4 × () = ()</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 × () = ()</td> <td style="padding: 5px;">2 × () = ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 × () = ()</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">合計 A () B ()</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> $\frac{B}{A} =$ <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-left: 5px;"></div> <p style="margin-left: 10px;">評定平均値</p> </div> </div>				学年	() 年	() 年	合 計	科目評定	5					4 (優)					3 (良)					2 (可)					1					合 計			A	評定 科目数	評定値		5 × () = ()	4 × () = ()	}	3 × () = ()	2 × () = ()	1 × () = ()		合計 A () B ()	
	学年	() 年	() 年	合 計																																														
科目評定	5																																																	
	4 (優)																																																	
	3 (良)																																																	
	2 (可)																																																	
	1																																																	
	合 計			A																																														
評定 科目数	評定値																																																	
5 × () = ()	4 × () = ()	}																																																
3 × () = ()	2 × () = ()																																																	
1 × () = ()																																																		
合計 A () B ()																																																		
そ の 他 推 薦 の 参 考 事 項																																																		
<p>上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので、推薦いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>茨城県教育委員会教育長 殿</p> </div> <div style="width: 20%; text-align: center;"> <p>学 校 長</p> <p>大 学 長</p> </div> <div style="width: 20%; text-align: right;"> <p>印</p> </div> </div>																																																		

(記載上の注意)

- 1 印の所は該当する所を で囲み、×印の所は記入しないこと。
- 2 成績評定表は、原則として前 2 年 (大学第 2 学年は前 1 年) の科目数を記入のこと。
- 3 評定平均値は、小数第 2 位まで記入のこと (小数第 3 位切り捨て)。
- 4 その他推薦の参考事項欄は、推薦基準における特例推薦に該当する場合、具体的かつ詳細に記載すること。
- 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

付 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第165号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2064	映画	痴漢電車 誘惑のよがり声	オーピー映画
2065	映画	変態エロ性癖 恥汁責め	オーピー映画
2066	映画	好色くノ一 愛液責め	新東宝映画
2067	映画	発情家庭教師 先生の愛汁	新東宝映画
2068	映画	コスプレ新妻 後ろから求めて	オーピー映画
2069	映画	ハッピーエンド	ギャガ・コミュニケーションズ
2070	映画	ひめごと	ロングライド
2071	映画	密愛	ギャガ・コミュニケーションズ
2072	映画	新任教師野本美穂 恥肉の裏授業	新日本映像
2073	映画	新日本映像ニュース 新任教師野本美穂 恥肉の裏授業	新日本映像
2074	映画	赤目四十八瀧心中未遂	赤目製作所
2075	映画	花と蛇	ファミ・ファタル
2076	映画	痴漢股ぐらのぞき	新東宝映画
2077	映画	尻ふりスッチー 突き抜け淫乱気流	オーピー映画
2078	映画	憧れの家庭教師 汚された純白	オーピー映画
2079	映画	鈴の音の誘い	オーピー映画
2080	映画	禁断姉妹 女肉のぬくもり	オーピー映画
2081	映画	六本木錬金の帝王 カボネ	シネマハウト
2082	映画	美肌家政婦 指責め濡らして	オーピー映画
2083	映画	猥褻ネット集団 いかせて!!	新東宝映画
2084	映画	小説家の情事2 不倫旅行	新東宝映画
2085	映画	出会い系不倫 墜ちた人妻たち	オーピー映画
2086	映画	新・老人の性 愛人いじり	新日本映像
2087	映画	新日本映像ニュース 新・老人の性 愛人いじり	新日本映像
2088	映画	Carmen・カルメン	クレストインターナショナル
2089	映画	ナース裏治療 舌で癒して	オーピー映画
2090	映画	三人の未亡人 恥知らずレズ	新日本映像

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2091	映画	新日本映像ニュース 三人の未亡人 恥知らずレズ	新 日 本 映 像
2092	映画	未亡人教授 白い肌の淫らな夜	新 東 宝 映 画
2093	映画	後家・後妻 生しゃぶ名器めぐり	オ ー ピ ー 映 画
2094	映画	援助交際撲滅運動 地獄変	キ ン グ レ コ ー ド
2095	映画	大阪のエロ奥さん 昼間からよばい	新 日 本 映 像
2096	映画	新日本映像ニュース 大阪のエロ奥さん 昼間からよばい	新 日 本 映 像
2097	映画	愛染恭子VS菊池えり ダブルGスポット	新 東 宝 映 画

茨城県告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により水戸市長から土地区画整理事業に伴い、同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の一部の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

赤塚 1 丁目に変更する区域

河和田 1 丁目 1849の 1, 1849の 3, 1849の 4

姫子 2 丁目 187の 5

河和田 1 丁目に変更する区域

赤塚 1 丁目 210の 8 の一部, 361の 7, 361の 8, 363の 5, 363の 6, 367の 5, 367の 7, 1864の 2, 1864の 3, 1865の 3, 1866の 2, 1871の10

姫子 2 丁目 361の 2, 1862の 2, 1862の 3 の一部, 1863の 2, 1863の 3

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

姫子 2 丁目に変更する区域

赤塚 1 丁目 205の 7, 207の 5, 210の 7, 210の 8 の一部, 360の11, 361の 6

茨城県告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により水戸市長から、同市内の町及び字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

青柳町字池下に変更する区域

中台字藤下 891の 2, 892の 2, 893の 2, 894の 2

茨城県告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により那珂町長から地籍調査事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

大字戸字若宮に変更する区域

大字戸字山の神 7186から7188まで

大字戸字三田町に変更する区域

大字戸字若宮後 3452 1

同 字若宮 3017

茨城県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0861290047 ひたちの森訪問看護ステーション	常陸太田市磯部町90 - 1	訪問看護	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日
0870101466 特定非営利活動法人 自立生活センター・ライフサポート水戸	水戸市新原 1 - 21 - 33	訪問介護	特定非営利活動法人 自立生活センター・ライフサポート水戸	平成16年 1月 6 日
0870101771 居宅介護支援センター 開江	水戸市開江町652番地 2	居宅介護支援事業	株式会社 モーデイス	平成15年 12月19日
0870101797 グループホーム 暖	水戸市小吹町267 - 87	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 原口建設工業	平成16年 1月 5 日
0870200466 ひたちの森ガーデン	日立市小木津町1020	痴呆対応型共同生活介護	医療法人 永慈会	平成16年 1月 5 日
0870200680 根道ヶ丘デイサービスセンター	日立市大沼町 4 - 9 - 15	通所介護	有限会社 リライフ	平成16年 1月 5 日
0870400306 寺島薬局株式会社介護事業部古河営業所	古河市三杉町 2 - 4 - 5 ドラッグてらしま古河三杉店	訪問入浴介護	寺島薬局株式会社	平成16年 1月13日
0870800331 ひだまり	龍ヶ崎市水門7812 鳥塚住宅あ号棟	通所介護	社会福祉法人 河内厚生会	平成15年 12月19日
0871200192 ひたちの森クラブ太田	常陸太田市磯部町90 - 1	居宅介護支援事業	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日
0871200200 ひたちの森デイサービス ハッピーデイ太田	常陸太田市磯部町90 - 1	通所介護	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日
0871200218 ひたちの森スマイルハウス太田	常陸太田市磯部町90 - 1	痴呆対応型共同生活介護	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日
0871400172 ひたちの森スマイルハウス高萩	高萩市有明町 2 - 98	痴呆対応型共同生活介護	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日
0871400180 ひたちの森デイサービス ハッピーデイ高萩	高萩市有明町 2 - 98	通所介護	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日
0871400198 ひたちの森クラブ高萩	高萩市有明町 2 - 98	居宅介護支援事業	医療法人 永慈会	平成16年 1月13日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0871900387 介護サービスひだまり	牛久市栄町 5 - 11	居宅介護支援事業	社会福祉法人 河内厚生会	平成15年 12月19日
0871900395 介護サービスひだまり	牛久市南 3 - 7 - 8	訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与	社会福祉法人 河内厚生会	平成15年 12月19日
0873100978 グループホーム 大洗	東茨城郡大洗町大貫町 2922 - 1	痴呆対応型共同生活介護	医療法人社団 正信会	平成15年 12月25日
0873200430 アイリスケアセンター岩 瀬	西茨城郡岩瀬町明日香 3 - 48口ワールタナカヤピ ル 2 階	訪問介護	株式会社 ニチ イ学館	平成16年 1月 8 日
0874000193 グループホーム「にこに こ」	筑波郡谷和原村福岡1272	痴呆対応型共同生活介護	株式会社 スマ イルケア	平成16年 1月15日
0874300684 介護支援センター たん ぼぼ	猿島郡境町伏木1227	訪問介護	有限会社 関根 自動車	平成16年 1月10日
0870600384 コモドヴィータ下館	下館市二木成1530	短期入所生活介護	有限会社 ナッ ク	平成16年 1月21日
0870700192 結城ケアセンター そよ 風	結城市結城923 - 1	訪問介護	株式会社 メデ カジャパン	平成16年 1月14日
0873300172 特別養護老人ホーム お がわ	那珂郡緒川村上小瀬4425	短期入所生活介護	社会福祉法人 小瀬福祉会	平成16年 1月14日

茨城県告示第170号

次の救急医療協力病院については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団藤伸会藤代中央病院	北相馬郡藤代町大字下萱場225

茨城県告示第171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

協同組合銚田ショッピングセンター

理事長 瀬 端 道 生

(2) 住所

鹿島郡銚田町大字銚田1699番地の4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 銚田ショッピングセンター

鹿島郡銚田町大字塔ヶ崎字古川1017番地 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599 - 1	小 濱 裕 正
篠原 充敏	鹿島郡銚田町大字安塚1567番地16	
株式会社丸木	鹿島郡銚田町大字銚田1533番地	渡 辺 禎
有限会社マツヤ	行方郡北浦町大字山田1296番地 2	松 信 博 明
未定		

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 9 月30日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,650㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	198台
イ 駐輪場の収容台数	30台
ウ 荷さばき施設の面積	39㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量	41 m ³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午前2時 (一部午前0時, 午後10時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午前2時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時～午前0時

3 届出年月日

平成16年 1 月26日

茨城県告示第172号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について,

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するよう提出してください。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社日立ライフ

代表取締役 川 又 諭

(2) 住所

日立市幸町 1 丁目20番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立成沢ショッピングセンター・プレーゴ

日立市中成沢町 2 丁目 3 - 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時 (一部午後 7 時, 午後 8 時)

(変更後) 午前 0 時 (一部午後 7 時, 午後 8 時, 午後 9 時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) プレーゴ駐車場 1 午前 9 時 ~ 午後 9 時30分

プレーゴ駐車場 2 24時間

(変更後) プレーゴ駐車場 1 - 1 午前 9 時 ~ 午後 9 時30分

プレーゴ駐車場 1 - 2 午前 9 時 ~ 午前 0 時30分

プレーゴ駐車場 2 24時間

(3) 変更する年月日

平成16年 1 月24日

(4) 変更する理由

顧客から閉店時間の延長の要望が多いため。

3 届出年月日

平成16年 1 月23日

茨城県告示第173号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧

に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するように提出してください。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ボンベルタ伊勢甚

代表取締役 吉 本 徹

(2) 住所

水戸市千波町369 - 8

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ボンベルタ伊勢甚日立店

日立市神峰町 1 - 7 - 7

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 (一部午前 9 時30分) ~ 午後10時 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時 (一部午前 9 時30分) ~ 午後10時30分

(3) 変更する年月日

平成16年 1 月22日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ボンベルタ伊勢甚	水戸市泉町 1 - 6 - 22	大 高 正 美
株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 3 - 47 - 10	本 庄 八 郎
株式会社春秋舎	日立市鹿島町 1 - 12 - 6	鷺 木 賢 剛
有限会社宮本廣吉商店	日立市河原子町 4 - 3 - 5	宮 本 清
あさ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士325 - 19	桐 村 幸 男
株式会社日立白洋舎	日立市東金沢 3 - 17 - 9	鴨志田 平
株式会社ストローハット	宮城県仙台市青葉区本町 1 - 6 - 205号	東 正 直
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1 - 32 - 13	曲 淵 恵美子
株式会社レディースランドココ	日立市鹿島町 1 - 8 - 2	武 藤 光 良
イトキン株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 - 1 - 16イトキン神宮ビル	前 田 昌 彦
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋 3 - 4 - 3 池袋イースト	木 村 和 巨
有限会社森山商店	日立市神峰町 1 - 8 - 11	森 山 滋

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 - 9 - 7	白 井 一 秀
株式会社レリアン	東京都世田谷区瀬田 5 - 39 - 20	鈴 木 孝 夫
株式会社ワールド	東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 - 14 - 5 インテンス 4 F	池 内 清 和
株式会社成田メガネ店	日立市助川町 1 - 7 - 13	成 田 壮太郎
株式会社若美屋	日立市弁天町 1 - 9 - 4	古 河 克 己
株式会社助川カメラ	日立市弁天町 1 - 10 - 16	百目鬼 孝 夫
株式会社鈴乃屋	東京都中央区新川 1 - 6 - 1	小 泉 章
有限会社オッフル	日立市本宮 2 - 9 - 10 - 102	鈴 木 和 達
株式会社ジュリ	日立市神峰町 1 - 6 - 22	長 堀 守 弘

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

21,667㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 637台
 (イ) 駐輪場の収容台数 70台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 156㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 87㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前10時
 (イ) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後7時

3 届出年月日

平成16年 1 月21日

茨城県告示第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランドひたちなか店
ひたちなか市稲田1426番 1 外
 (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年10月30日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町 4 丁目40番地の11	山 田 昇

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 6 月16日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,308㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 172台
- (イ) 駐輪場の収容台数 66台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 185㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 100㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前10時
 - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分～午後 9 時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 9 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成15年10月15日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	<p>北方面から来店する車両と南方面に帰る車両の通過道路となる県道額田南郷田彦線は、狭隘な道路で朝夕の交通渋滞を起こす交通難所となっており、最近の大型店の立地により更に渋滞を引き起こしている。</p> <p>そのため、退店経路とされている県道額田南郷田彦線の田彦北交差点から国道 6 号線の田彦郵便局交差点までは、現道路の幅員が狭く対向車とのすれ違いや下校中の学童 (通学</p>	<p>周辺地域の良好な生活環境の保持及び周辺地域の交通安全のため。</p>

路に指定)も含めた歩行者の安全確保が厳しい状況にあります。ついては、退店経路の一部を田彦北交差点から国道6号線田彦交差点に変更されたい。

また、店舗敷地の南北に接して県道額田南郷田彦線から国道6号線に通じる市道は、狭隘であり地域住民の生活道路により警備員等の配置により来店車両の通行規制等安全対策を図るよう配慮されたい。

さらに、北側市道部分については、全体をセツバックして道路空間を確保し、緊急出入口を歩行者、自転車専用の出入口とすることを配慮されたい。

・騒音発生源の座標と図B(騒音発生源位置図)上の位置が相違している。座標地点を再確認し騒音レベルの予測・評価を再度実施されたい。

・騒音に関する公害関係法令(市条例を含む)に該当する施設を設置する場合は、法令等に基づき届出を要する。

茨城県告示第175号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

姫子ファッションモール

水戸市姫子2丁目702 5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成15年12月22日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所

(変更後) 5箇所

ウ 届出年月日

平成15年12月3日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第176号

平成15年5月8日付け茨城県告示第722号(保安林の指定の予定)は廃止する。

平成16年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第177号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 指定を予定している森林の所在場所

北茨城市関本町才丸字才丸山の1の1・関本町富士ヶ丘字高帽1081・華川町上小津田字阿吹山849の1・華川町小豆畑字馬飼山1467の1・華川町花園字絵馬石702・磯原町内野字内野山689・磯原町大塚字北山3652の1・字南山3483の1・中郷町日棚字松ヶ岫2076・中郷町松井字滝ノ沢1992・華川町小豆畑字赤根平2747の1・2747の7・関本町富士ヶ丘字平袖2667の1・中郷町松井字仁田山1997(以上14筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定を予定している森林の所在場所

北茨城市華川町上小津田字阿吹山849の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定を予定している森林の所在場所

北茨城市大津町字西町1368の1 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第178号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1 指 定 年 月 日 | 平成16年 1 月29日 |
| 2 調 査 行 っ 者 の 名 称 | 水戸市 |
| 3 調 査 地 域 | 水戸市住吉町の一部 |
| 4 調 査 期 間 | 平成16年 1 月29日から
平成16年 3 月31日まで |

茨城県告示第179号

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程を次のように定める。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程 (昭和29年茨城県告示第1021号) の全部を改正する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第21条の規定により国土交通大臣から送付を受けた基準点の測量の結果を示す地図及び簿冊の写し (以下「成果の写し」という。) を保管し、一般の閲覧に供するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(担当部課)

第 2 条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務は、農林水産部農地局農村環境課において行うものとする。

第 2 章 成果の写しの保管

(保管の期限)

第 3 条 成果の写しは、永久に保管するものとする。

(保管方法)

第 4 条 成果の写しの保管は、次の各号によるものとする。

- (1) 成果の写しは、専用の場所において適切に保管すること。
- (2) 保管台帳を作成し、保管状況を明らかにしておくこと。

(成果の写しの取扱)

第 5 条 成果の写しは、前条第 1 号に規定する場所以外に持ち出してはならない。ただし、事故を防止する場合は、この限りでない。

- 2 成果の写しは、その内容に改変を加えることができない。

第 3 章 成果の写しの閲覧

(閲覧)

第 6 条 成果の写しの閲覧を求める者（以下「閲覧希望者」という。）に対しては、この章に定めるところにより閲覧させるものとする。

(閲覧の場所)

第 7 条 成果の写しの閲覧は、農村環境課内の特に定めた場所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。

(閲覧の日時)

第 8 条 閲覧の日は、通常の執務の日とする。

- 2 閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、知事は、成果の写しの整理その他やむをえない事由がある場合は、通常の執務の日であつても閲覧をさせない日を定め、又は閲覧時間を制限することができる。この場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧の手続)

第 9 条 閲覧希望者は、別記様式による閲覧申込書を知事に提出し、許可を得なければならない。

(閲覧の許可)

第 10 条 知事は、閲覧希望日が第 8 条第 1 項の日以外の日である場合、同条第 3 項前段で定めた日に該当する場合又は閲覧を希望する成果の写しについて当該閲覧希望日に先に閲覧希望者があるため支障があると認められる場合を除いて、閲覧希望者に閲覧を許可しなければならない。

(閲覧の条件)

第 11 条 閲覧者は閲覧について次に掲げる条件を守らなければならない。

- (1) 成果の写しを閲覧所の外に持ち出さないこと。
 - (2) 成果の写しを汚損し、若しくはき損し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 閲覧中は、他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 2 閲覧者は、閲覧中に成果の写しを汚損又はき損したときは、これを補修する経費を負担しなければならない。

(閲覧の制限)

第 12 条 知事は、閲覧者が前条第 1 項に規定する条件を守らない場合は、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(返納)

第 13 条 閲覧者は、閲覧が終つた場合は、成果の写しを種類ごとに分類し、番号があるものはその番号の順序に整理

し返納するものとする。

(閲覧申込書の保管)

第14条 閲覧申込書は、閲覧の日から 1 年間保存するものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 9 条第 1 項)

		受付番号			
年 月 日					
基準点測量成果の写し閲覧申込書					
茨城県知事		殿		申込者 氏 名	
閲 覧 者	氏 名				
	住所及び電話番号		電話 ()		
	事業所の名称及び所在地並びに電話番号		電話 ()		
	職業又は事業所における職名				
閲 覧 の 目 的					
閲 覧 希 望 年 月 日					
閲 覧 希 望 成 果 の 写 し の 種 類 及 び 名 称 等	種 類	名 称	所属する 5 万分の 1 地形図の名称		備 考
処 理 欄	受付	年 月 日	決 裁		
	許可	年 月 日	課長	課員	担当
	返納	年 月 日	異常のないことを確認した。 確認者 印		

茨城県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字カフレ 屋敷2204番 8 から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字カフレ 屋敷2205番 5 まで	旧 (A)	メートル 最大 11.0	メートル 170	迂回路設置
		最小 6.1		
	新	(A) 最大 11.0	170	
		(B) 最大 23.0 最小 6.1	167	

茨城県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 玉里水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字鶴田字八幡 911番 1 から 東茨城郡美野里町大字鶴田字塚原 15番 4 まで	旧	メートル 最大 20.3	メートル 191	迂回路設置及 び交差点改良
		最小 8.0		
	新	最大 62.9	191	
		最小 17.7		

茨城県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 上吉影岩間線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字世楽字関山 628番 2 地先から 東茨城郡美野里町大字柴高字三光前 618番地先まで	旧 (B)	メートル 最大 7.0 最小 5.0	メートル 380	
	新 (A + B)	最大 15.0 最小 10.0	380	現道拡幅
東茨城郡美野里町大字柴高字三光前 618番地先から 東茨城郡美野里町大字柴高字道祖神山 656番 9 地先まで	旧 (D)	最大 10.0 最小 5.0	330	
	新 (D) (C)	最大 10.0 最小 5.0 最大 33.0 最小 10.0	330 310	バイパス新設
東茨城郡美野里町大字柴高字道祖神山 656番 9 地先から 東茨城郡美野里町大字柴高字敷添 520番 5 地先まで	旧 (F)	最大 13.0 最小 5.0	260	
	新 (E + F)	最大 19.0 最小 10.0	260	現道拡幅

茨城県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 杉崎友部線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡友部町大字鴻巣字野久保 131番 2 地先から 西茨城郡友部町大字鴻巣字家前 627番 1 地先まで	旧	メートル 最大 9.4 最小 6.5	メートル 178	
	新	最大 16.7 最小 10.8	178	現道拡幅

茨城県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 猿島水海道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字山1484番 2 地先から 猿島郡猿島町大字山2792番 3 地先まで	旧	メートル 最大 21.5 最小 5.0	メートル 1,985	
	新	最大 22.5 最小 11.0	1,985	現道拡幅

茨城県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字羽鳥字羽鳥 923番地先から 東茨城郡美野里町大字羽鳥字羽鳥 819番地先まで	旧	メートル 最大 8.0 最小 7.0	メートル 306	
	新	最大 10.5 最小 9.5	306	現道拡幅

茨城県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1140番 1 地先から 東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1144番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 14.0 最小 6.5	メートル 182	
東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1140番 1 地先から 東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1144番 1 地先まで 石岡市正上内12113番 3 地先から 東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1144番 1 地先まで	(A) 新 (B)	最大 14.0 最小 6.5 最大 34.5 最小 14.0	182 176	バイパス新設

茨城県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市正上内12116番 1 地先から 東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1140番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 13.5 最小 6.5	メートル 104	
石岡市正上内12116番 1 地先から 東茨城郡美野里町大字大谷字大谷 1140番 1 地先まで 石岡市正上内12116番 1 地先から 石岡市正上内12113番 3 地先まで	(A) 新 (B)	最大 13.5 最小 6.5 最大 58.0 最小 11.0	104 148	バイパス新設

茨城県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 石岡市正上内12116番 1 地先から
石岡市正上内12113番 3 地先まで

3 供用開始の期日 平成16年 2 月 5 日

茨城県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成16年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 石岡市正上内12113番 3 地先から
東茨城郡美野里町大字大谷字大谷1144番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 2 月 5 日

茨城県告示第190号

猿島郡総和町大字小堤1454番地に事務所を置く岡郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 丈 吉	猿島郡総和町大字上大野1898番地 1
"	八 木 隆 一	" " 大字小堤1485番地 3
"	関 口 哲 男	" " 大字関戸863番地 1
"	倉 持 健 一	" " 大字稲宮1074番地 1
"	館 野 忠 行	" " 大字小堤1170番地 2
"	諏 訪 隆 一	" " " 191番地
"	諏 訪 和 市	" " " 93番地
"	小久保 敬 一	" " 大字上大野1537番地 1
"	諏 訪 信 雄	" " " 1365番地 1
"	峯 要 三	" " 大字関戸783番地
"	稲 葉 輝 市	" " 大字稲宮727番地 1
監 事	諏 訪 忠治郎	" " 大字小堤849番地
"	田 續 功	" " 大字上大野2007番地 4
"	関 根 進	" " 大字関戸892番地
"	菊 池 幸 子	" " 大字稲宮664番地 2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 丈 吉	猿島郡総和町大字上大野1898番地 1
"	八 木 隆 一	" " 大字小堤1485番地 3

職 名	氏 名	住 所
理 事	峯 要 三	猿島郡総和町大字関戸783番地
"	田 神 進	" " 大字稲宮678番地
"	安 喰 安佐次	" " 大字小堤997番地 2
"	綾 部 恭 司	" " " 2001番地 1
"	山 中 征 世	" " " 246番地 1
"	田 續 光 藏	" " 大字上大野36番地
"	小 林 加 吉	" " " 2235番地
"	森 賢 一	" " 大字関戸1085番地
"	小 澤 清	" " 大字稲宮764番地
監 事	諏 訪 忠治郎	" " 大字小堤849番地
"	小久保 敬 一	" " 大字上大野1537番地 1
"	関 口 勝 美	" " 大字関戸1244番地
"	後 藤 三 郎	" " 大字稲宮463番地

茨城県告示第191号

岩井市大字辺田1141番地の3に事務所を置く弓馬田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	谷 上 和 男	岩井市大字弓田2909番地の 4
"	直 江 勇	" 大字馬立1098番地
"	大 沢 照 市	" 大字幸田新田4261番地の 8
"	加 藤 清 一	" 大字弓田2808番地の 2
"	秋 葉 俊 三	" " 3059番地
"	染 谷 國 男	" " 1593番地の 1
"	染 谷 泰 祐	" " 2343番地
"	飯 塚 孝 一	" 大字岩井877番地
"	野 口 富 雄	" 大字馬立969番地
"	古 矢 松 治	" " 807番地の 2
"	古 矢 友 幸	" " 802番地の 1
"	神 矢 忠	" " 1365番地
"	藤 森 鉄五郎	" 大字幸田新田4262番地の 2
監 事	染 谷 一	" 大字弓田2845番地
"	古 矢 一 夫	" 大字馬立581番地の 1
"	加 藤 廣 一	" 大字幸田新田374番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	谷 上 和 男	岩井市大字弓田2909番地の 4
"	谷 上 隆 雄	" " 2816番地の12
"	稲 葉 孝	" " 3061番地
"	稲 葉 博 二	" " 2829番地の 3
"	古 矢 長一郎	" " 2765番地
"	野 口 敏 男	" 大字馬立73番地の 2
"	古 矢 和 吉	" " 814番地
"	神 矢 正 男	" " 1355番地
"	古 矢 順	" " 1014番地の 1
"	古 矢 一 夫	" " 581番地の 1
"	立 澤 洵	" 大字幸田新田4262番地の 9
"	中 村 一 良	" " 170番地の 3
"	富 山 信太郎	" 大字岩井4109番地の 3
"	高 田 和 男	" 大字大馬新田32番地
監 事	染 谷 一	" 大字弓田2845番地
"	古 矢 敏 夫	" 大字馬立531番地の 1
"	宇佐見 勇 一	" 大字猫実962番地の 4

茨城県告示第192号

岩井市大字辺田1141番地の 3 に事務所を置く前沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 武 平	岩井市大字大口178番地
"	石 塚 末 雄	" " 175番地の 3
"	山 口 政 男	" " 357番地の 1
"	山 口 正 敏	" " 283番地
"	山 口 清	" " 319番地
"	山 口 登	" " 2845番地の 2
"	落 合 一 男	" " 2852番地の 3
"	山 口 次 雄	" " 2858番地
"	石 塚 美智夫	" " 2790番地
"	石 塚 浪 二	" " 2743番地の 1
"	寺 田 貞 一	" " 2591番地の 3

職 名	氏 名	住 所
理 事	江 口 孝	岩井市大字猫実1583番地の 7
"	野 口 市 郎	" " 1674番地
"	羽 富 通	" " 455番地
"	野 口 一 男	水海道市坂手町3773番地
監 事	石 塚 信 樹	岩井市大字大口201番地
"	関 口 喜 義	" 大字猫実1550番地の 1
"	石 塚 善 一	" 大字大口2269番地の 6

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 武 平	岩井市大字大口178番地
"	石 塚 末 雄	" " 175番地の 3
"	石 塚 政 男	" " 357番地の 1
"	山 口 正 敏	" " 283番地
"	山 口 一 夫	" " 317番地
"	山 口 吉 伸	" " 2878番地
"	落 合 春 男	" " 2838番地
"	石 塚 茂 一	" " 2849番地
"	石 塚 和 美	" " 2104番地
"	石 塚 末 吉	" " 2753番地
"	石 塚 輝 男	" " 2243番地の 1
"	染 谷 邦 男	" " 2514番地の 1
"	針 替 正 行	" 大字猫実1865番地の 2
"	江 口 卓	" " 1581番地の 1
"	羽 富 通	" 大字神田山455番地
"	菊 田 福 治	水海道市坂手町3721番地
監 事	石 塚 信 樹	岩井市大字大口201番地
"	石 塚 和 一	" " 2479番地の 2
"	関 口 清	" 大字猫実705番地の 1

~~~~~

---

公 告

---

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営大園木地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営大園木地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 2 月 6 日から平成16年 3 月 5 日まで

## 3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営武井志崎地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営武井志崎地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 2 月 6 日から平成16年 3 月 5 日まで

3 縦覧の場所

鉾田土地改良事務所

~~~~~  
県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営武井志崎地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営武井志崎地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 2 月 6 日から平成16年 3 月 5 日まで

## 3 縦覧の場所

鉾田土地改良事務所

~~~~~  
都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画汚物処理場の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

汚物処理場の変更 (見川クリーンセンター)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則 (昭和44年茨城県規則第71号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べる可以选择するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成16年 2 月20日 午後 2 時00分	東海村船場768 - 1 東海文化センター 2 階会議室	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成16年 2 月13日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 水戸・勝田都市計画の変更案

(1) 種類、種別、名称、位置、区域及び構造

種類	種 別	名 称		位 置		
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地
道路	幹線街路	3・3・77	照沼豊岡線	那珂郡東海村 大字照沼 字原	那珂郡東海村 大字豊岡 字土手下	那珂郡東海村 大字村松 字宿通り
区 域	構 造					
延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		備 考
約5,910m	地表式	4 車線	22m	幹線街路照沼笠松線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所		

種類	種 別	名 称		位 置		
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地
道路	幹線街路	3・3・85	照沼笠松線	那珂郡東海村 大字照沼 字田向	那珂郡東海村 大字船場 字上谷原	那珂郡東海村 大字村松 字新川田 ひたちなか市 大字長砂 字大半貝
				構造形式の内訳		那珂郡東海村 大字照沼 字鯉沼

区 域	構 造				備 考
延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
約6,830m		4車線	25m		
約1,270m	嵩上式		23m		
約5,560m	地表式		25~36m	J R常磐線と立体交差 幹線街路照沼豊岡線と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	

種類	種 別	名 称		位 置		
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地
道路	幹線街路	3・1・107	常陸那珂港北線	ひたちなか市 阿字ヶ浦町 字沢田	那珂郡東海村 大字照沼 字田向	ひたちなか市 大字長砂 字防風
				車線の数の内訳		4車線

区 域	構 造				備 考
延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
約2,750m	地表式	8車線	55m	幹線街路と平面交差 1箇所	
約620m					
約2,130m					

(2) 変更する内容

都市計画道路の位置, 区域, 構造の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域

3・3・77号 照沼豊岡線

変更する部分

那珂郡東海村大字照沼字原, 字水走の各一部

3・3・85号 照沼笠松線

追加する部分

那珂郡東海村大字照沼字田向, 字上十二町, 字根本, 字水走, 字原の各一部

変更する部分

那珂郡東海村大字照沼字原, 字森前の各一部

3・1・107号 常陸那珂港北線

削除する部分

那珂郡東海村大字照沼字上十二町, 字根本, 字水走, 字原の各一部

変更する部分

那珂郡東海村大字照沼字田向の一部

(4) 案の作成理由

今回の変更にかかる都市計画道路照沼笠松線(平成元年決定), 及び常陸那珂港北線(昭和58年決定)は, 平成6年12月にひたちなか地区と常磐自動車道を連絡する地域高規格道路「水戸外環状道路」の一部として位置づけられた。

「水戸外環状道路」は, 常磐自動車道及び北関東自動車道と一体となって水戸市, ひたちなか市のほぼ外周に交通機能の高い環状道路を形成し, 周辺地域から市街地中心部等に集中する交通を適切に分散誘導し交通の円滑化を図る機能を有するとともに, 特に県北地域にとっては, ひたちなか地区と国道6号や常磐自動車道との連絡機能強化路線として, 効率的な物流交通体系の構築等を通じた地区開発の支援や, 地域振興拠点としての地区整備効果の広域的波及に大きな役割を担うこととなる。

一方, 照沼笠松線及び常陸那珂港北線は, ひたちなか地区開発の本格的な進展以前に都市計画が定められ, 国道245号(都市計画道路照沼豊岡線)との交差点が平面十字交差であるなど, 今後とも増加が見込まれる自動車交通について, 国道6号方面への円滑な交通連絡を図るにあたり, 地域高規格道路としての交通機能に課題が生じている。

このようなことから, 今回の変更は, ひたちなか地区開発の進展に伴い, 整備の必要性が高まっているこれらの都市計画道路について, 国道6号方面への交通連絡機能向上を図るため, 国道245号との平面交差を立体化するとともに, 走行安全性の向上に資する道路線形の一部変更, 及び道路交通機能分担を踏まえた起終点の変更等を行うものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4583, 4588)

(2) 東海村白方1748番地1

東海村建設部都市計画課

電話 029 - 282 - 1711 (内線1232)

(3) ひたちなか市東石川 2 - 10 - 1

ひたちなか市都市整備部都市計画課

電話 029 - 273 - 0111 (内線461)

別 掲

公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。



都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（平成32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 偕楽園公園
- 2 位 置 水戸市常磐町一丁目及び見川一丁目地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおりに
- 4 敷地面積 (変更前) 56.3ヘクタール
(変更後) 56.3ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日

平成16年 2 月10日

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 15 号	平成16年 1 月20日	株式会社 ミツワ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿嶋市大字大小志崎 789番地の 3	鹿嶋市大字荒井字前 3077番 1	メートル 4.50	メートル 17.82
				鹿嶋市大字荒井字前 3077番 9	4.50	17.73

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成16年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡総和町大字水海字上谷津3031番 8
- 2 事業主の住所及び氏名
総和町大字下辺見2231 - 6
橋 本 誠, 橋 本 香於里

正 誤

平成15年 5 月26日付け茨城県報第1469号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	下から15 及び 下から14	字上長沢7の1 (以上8筆国有林。次の図に示す部分に限る。)・大字上君田字長堀1159・字堅石913・大字大能字大沢1249 (以上3筆国有林。)	字上長沢7の1・大字上君田字堅石913・大字大能字大沢1249 (以上10筆国有林。次の図に示す部分に限る。)・大字上君田字長堀1159 (国有林。)
13	下から2	高萩市大字秋山字板木2989の1・字大沢2984 (以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)	高萩市大字秋山字大沢2984 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
14	下から8	・成沢町字成沢山1792	
14	下から6	18筆	17筆
15	上から19	並びに植栽の方法・期間及び樹種	

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)